

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 5 年 10 月 27 日

岐阜県監査委員	布 俣 正 也
岐阜県監査委員	広 瀬 修
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	南 圭 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子

1 令和4年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 ^{えん} 団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	3	2	1	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		3	2	1	0
	指導事項	出資・出捐団体	10	10	0	0
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	1	1	0	0
	計		12	12	0	0
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	1	0	0
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		2	2	0	0
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
合 計		18	17	1	0	

※「今回措置を講じたもの」については、令和5年10月2日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
高橋尚子杯ぎふ清流 ハーフマラソン実行 委員会	地域スポー ツ課	<p>高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン実行委員会の会計事務について、以下のとおり不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 旅費の支出において、県旅費条例に規定されていない日当を支出するなどして、当該条例より過大に支給しているものがあった。</p> <p>2 会計事務において、以下(1)から(6)をはじめとした事務局規程上必要な会計事務の未実施や書類の未作成等の不備が見受けられた。</p> <p>(1) 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書を作成していなかった。</p> <p>(2) 随意契約とすることについて、契約審査会の審査を受けていなかった。</p> <p>(3) 随意契約をする場合に必要となる事前決裁書や添付資料(仕様書、積算資料)を作成していなかった。</p> <p>(4) 随意契約を締結しようとするときは、原則として2人以上の者から見積書を提出させなければならないところ、一者のみから見積書を提出させていた。</p> <p>(5) 事業完了の検査や検査調書を作成したことが確認できなかった。</p> <p>(6) エントリー関係業務等の委託契約について、業務期間の延長、契約金額の増額、業務委託費の支払期限の延長を行っているにもかかわらず、変更契約書を作成していなかった。</p> <p>3 上記2(6)の契約における</p>	<p>指摘事項について、当該委員会に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1については、県旅費条例に基づいた再計算により確認された7名分97,371円の過大請求額は、当該委員会へ返還された。 ・ 1及び2の指摘事項については、「高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン実行委員会事務局規程」を事務局が理解しないまま事務を行っており、適正な事務処理が行われていなかった。また監事監査においても指摘や指導などが十分に行われていなかった。 <p>今後は、監事体制を強化するため、監事を2名から3名に増員するよう会則を変更するとともに、牽制機能を強化するため、一定金額以上の契約については、構成員(岐阜県、岐阜市、中日新聞社、(一社)岐阜陸上競技協会、(公財)岐阜県スポーツ協会)の管理職で構成する常任委員会へ事前に「契約方法、金額、相手方」などの報告を義務付けるよう、事務局規程の改正を行った。加えて、再発防止策として各規程についての研修を事務局員に対して実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3については、会計事務を行う上でのチェック機能が働いていなかったことから発生しており、今後は、当該委員会事務局において、契約先と請求者に誤りがないよう、担当者→承認者のチェックだったものを担当者→確認者→承認者とし、複数でチェックする体制に改めた。

		業務委託費について、契約先のグループ会社で業務を兼務している担当者が誤って当該グループ会社名義で発行した請求書を受理し、支払っていた。	
--	--	---	--